

今日からあなたも

その③

分別の達人

ごみ減量化に向けて、容器包装リサイクル法が制定されたのに伴い、それまで可燃ごみで収集していた包装紙・紙製容器類を、左記の排出区分により再生用資源ごみとして収集していきます。
(平成16年4月から)

再生用資源ゴミ・古紙類の排出区分



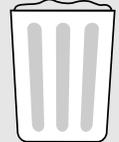
「牛乳パック」：牛乳、ジュースパックなど
(500ml以上の紙パック)



「古雑誌」：雑誌類、封筒類
包装紙
(包紙・紙袋など薄いもの)
雑誌の上に挟み込んで出してください。

「ダンボール」：ダンボール
紙製容器(箱類など硬いもの)
ダンボールの上に挟み込んで出してください。

収集するもの



牛乳パック



牛乳パック、ジュースなどの紙パック(500ml以上のもの)
*注ぎ口がプラスチックのものは取り除いてください。

古雑誌と一緒に出すもの



デパートなどの袋
*持ち手の部分が紙以外の場合は取り外してください。



デパートや本などの包装紙

ダンボールと一緒に出すもの



筒、ワイシャツの形を保つための台紙、3組プリン台紙など

空箱

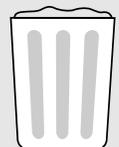


ティッシュペーパー、ラップ、カレー、冷凍食品、お菓子、お茶、石けん、薬などの空箱

*空箱などの一部で、紙でない部分があれば取り除いてください。



収集しないもの



次のものは再生用資源ごみとしては収集できませんので、可燃ごみの日に出してください。

濡れているもの

汚れているもの

アルミの貼つてあるもの
(ジュース、酒の紙パック、カップ麺のふたなど)

水に溶けない加工がしてあるもの *写真①

表面または裏面にフィルムの貼つてあるもの *写真②

その他特殊加工がしてあるもの

(ヨーグルト容器・紙コップなど)

*写真③



写真①



写真②



写真③

お問い合わせ

町民生活課

法勝寺庁舎
天萬庁舎

6466

3 3
7 1
8 1
1 4